

■印かん不要で手続きが簡単になりました

町民の方や事業者の皆さんの利便性向上を図るため、行政手続における押印の見直しを行いました。これにより、印鑑を持参しなくても各種申請手続が行えるなど、町への申請・届出が簡略化されます。

●押印不要の手続の例

- ▼出生、婚姻、死亡等の届出
- ▼納税にかかる各種申告、申請
- ▼諸証明書の請求 など

※国、県の法令や外部の機関により押印が求められているもの、個々の事例により押印を残すことが適切な手続など、引き

続き押印が必要となる手続があります。

※押印が不要となる手続については、町ホームページをご覧ください。ご確認ください。

【問い合わせ】

総務課総務係

☎ 85-6120



■「花いっぱい運動」に参加しませんか

白鷹町では環境美化のため、地区より申し込みのあった団体（町内会、婦人会、子ども会等）へ花苗を無料で配付する「花いっぱい運動」を行っています。

令和3年度は42団体より申し込みいただき、町内約50ヶ所を美しい花でいっぱいにすることができました。令和4年度も実施いたします。道路沿いや公共

施設、公園などに花を植える環境美化に参加してみませんか。申し込みには、お住まいの地区の区長推薦が必要となります。詳しくは町民課くらし環境係までお問合せ下さい。

【申込・問い合わせ】

町民課

くらし環境係

☎ 85-6130



～ 山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ ～

後期高齢者医療保険料の保険料率等が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。令和4・5年度の保険料率は、令和2・3年度と比べると医療費等の増加が見込まれることから、保険料の賦課限度額と併せて、次のとおり改定されます。

▶所得割率（所得に応じて負担していただく分を算定する際の率）

令和2・3年度	8.68%	➡	令和4・5年度	8.80%
---------	-------	---	---------	-------

▶均等割額≪変更なし≫（加入者が公平に負担していただく分）

令和2・3年度	43,100円	➡	令和4・5年度	43,100円
---------	---------	---	---------	---------

▶保険料の賦課限度額（年間保険料の最高額）

令和2・3年度	640,000円	➡	令和4・5年度	660,000円
---------	----------	---	---------	----------

※保険料率等の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

【問い合わせ】

山形県後期高齢者医療広域連合 事業課資格管理係 ☎ 0237-84-7100
白鷹町 町民課国保医療係 ☎ 85-6130

～ 新型コロナワクチン接種情報 ～

追加接種（3回目）は、3月末に高齢者対象が終了し、現在は18歳以上の2回目接種済みの方を対象に進めています。4月28日で一旦終了します。接種会場は町立病院で、日曜を除く毎日、接種を実施しています。接種を希望される方は、これからでも間に合いますので下記までご連絡をお願いします。

2回目の接種を令和3年10月29日以降に受けた方は、接種日程を個別に調整しますのでご連絡をお願いします。

◆今後の接種予定

①5～11歳児の接種

2つの日程で集団接種を実施します。いずれも日曜日の午前、午後です。

A日程 1回目：4月17日 2回目：5月8日

B日程 1回目：5月1日 2回目：5月22日



②未成年12～17歳の3回目接種

接種の準備を進めています。準備が整い次第、対象者へ接種券等を郵送します。

ワクチン接種についてのお問い合わせ先

健康福祉課健康推進係【受付時間：月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分】

☎ 0120-567-034（フリーダイヤル） または ☎ 0238-86-0210

～最新情報は、町ホームページでご確認ください～

子育て支援住宅入居者を募集します

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのため、新たに整備した住宅の入居者を募集します。

- 所在地：白鷹町大字鮎貝7341番地
- 募集戸数：2戸（白鷹町外在住者向け）
- 住宅形式：寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室
- 家賃
 - ・2子までを扶養する世帯…35,000円
 - ・3子以上を扶養する世帯…30,000円
- 入居資格：次の全てを満たすこと
 - ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
 - ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと
 - ③自らが居住するために住居を必要としていること
 - ④市町村民税を滞納していないこと
 - ⑤暴力団関係者ではないこと

- 期限付入所：1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- 申し込みに必要な書類

入居者全員の所得がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書をご準備のうえ、建設課管理係までお申し込みください。
- その他：申込者多数の場合は抽選により決定します。

《共通事項》

- 募集期間：4月14日（木）～4月28日（木）
午後5時まで ※土日祝日を除く
- 入居者の決定：5月中旬
- 入居可能時期：6月上旬
- 敷金：家賃の3ヶ月分



【申込・問い合わせ】 建設課管理係
☎ 85-6140